

新潟県ディスクゴルフ協会 規約

第一章 総則

第 1 条 本協会は新潟県ディスクゴルフ協会と称し、事務局を新潟県十日町市芋川乙 803-1 に置く。
本規約に於いて以下「本協会」と記載する。

第 2 条 本協会は日本ディスクゴルフ協会新潟県支部として日本ディスクゴルフ協会の方針のもと活動を行なう。
本協会は年齢、性別、心身のハンディキャップを問うことなく広く広くディスクゴルフの普及と振興を通じて共にこれを楽しみ、そのルール・マナー・エチケットを学び、県民の心身の健全な発達に寄与する事を目的とする。

第二章 事業

第 3 条 本協会は前条の目的を達成する為以下の事業を行なう。

- 1 日本ディスクゴルフ協会の指示する業務。
- 2 ディスクゴルフ愛好者の育成。会員の募集。
- 3 ディスクゴルフ普及を目的とする講習会及び各種大会の開催。
- 4 指導員の養成と派遣。
- 5 県内各支部・公認クラブの指導及び支援。
- 6 関係諸団体との連携・協力及び後援。
- 7 その他本協会の目的達成に必要な事業。

第三章 会員

第 4 条 本協会は以下の要件を満たす者を会員とする。

- 1 日本ディスクゴルフ協会が本協会員と認めた者。
- 2 前項の他、本協会の目的に賛同し理事会が別途定める規定を満たした者。
- 3 個人会員を正会員とし理事選挙権を認める。
- 4 賛助会員等の理事選挙権を有さない副会員を認める。

第 5 条 有効期限・義務・権利・資格停止

- 1 会員の有効期限は、日本ディスクゴルフ協会の会計年度の始まり又は新規入会時から年度終了時とする。
- 2 会員は相互の親睦と融和を図りつつディスクゴルフの普及振興に努める。
- 3 会員は、本協会が主催する事業に於いて、日本ディスクゴルフ協会の定める特典を得る権利を有する。
- 4 日本ディスクゴルフ協会より会員資格停止処分を受けた者は本協会員の

資格も停止とする。

- 5 前項の他、本協会が別途定める会員規定の条件を満たさなかった時、又は本協会の名誉及び活動に支障をきたす言動があったと本協会に認められた場合、日本ディスクゴルフ協会の判定を経て会員資格を停止する。
- 6 会員は自己責任においてスポーツ保険に加入する事を希望する。

第四章 役員

第6条 1 本協会の役員は理事会を事務局に置き、会長職1名、理事長職1名、事務局長職、会計職、競技委員長職、指導普及委員長職各1名、理事職若干名で構成する。

2 監事1名を置く。内部、外部を問わない。

3 理事は原則として日本ディスクゴルフ協会正会員とする。

第7条 役員を選任は、次の通りとする。

1 会長は、理事会より推挙する。

2 理事長は、理事会で互選し、会長がこれを委嘱する。

3 事務局長、会計、競技委員長、指導普及委員長は、理事会で互選し、会長がこれを委嘱する。

4 理事は、各支部及び公認クラブより推挙し会長が任命する。

5 監事は、理事会の議決を経て選出し、理事長がこれを委嘱する。

6 理事会が認める特別職を置くことができる。

第8条 役員の職務は次の通りとする。

1 会長は本協会の会務を統括し、本協会を代表する。

2 理事長は、会務を処理し、理事会の議長となる。

3 事務局長は、日常業務を担当する。

4 会計は、財務を管理する。

5 競技委員長は、大会運営を統括する。

6 指導普及委員長は、普及指導活動を統括する。

7 理事は、本協会の会務を執行する。

8 監事は、毎会計年度に1度以上会計を監査する。

第9条 名誉会長 名誉会員 顧問 参与

1 本協会には名誉会長 1名、名誉会員 若干名、顧問 若干名、参与 若干名をおくことができる。

2 名誉会長・名誉会員・顧問・参与は本協会に功労のあった者のうちから理事会の推薦を受け会長が委嘱する。

3 名誉会長・名誉会員・顧問・参与は重要事項について会長の諮問に応じ意見を述べる事が出来る。

第 10 条 役員の任期は 2 年とし、再任は妨げない。補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または、現任者の残任期間とする。

第五章 会議

第 11 条 理事会

- 1 理事会は、事務局長が毎会計年度 1 回以上招集する。ただし、会長又は理事長が必要と認めた場合は臨時理事会を招集しなければならない。
- 2 理事会は、本協会の最高決議機関として、本協会の規約改廃、活動方針、事業計画、会計予算など、すべての事項を決議する。

第 12 条 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決定される。

第六章 会計

第 13 条 本協会の会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

但し、日本ディスクゴルフ協会の会計年度が変更された場合、これに準じて本規約は改正される。

第 14 条 本協会の運営費は以下をもってこれにあてる。

- 1 会費及び入会金。
- 2 寄付金及び事業差益、その他の収入。

第 15 条 本協会の入会金及び会費は理事会に於いてこれを定める。

第八章 細則

第 16 条 本協会規約施行に伴う必要な細則は理事会の決議を経て別に定める。

- 1 本規約改正は理事会に於いて出席者の 3 分の 2 以上の賛成により決定される。
- 2 本規約は 2006 年 4 月 1 日より施行する。

附則：本規約は 2013 年 7 月 14 日改正・同日施行する。

附則：本規約は 2016 年 4 月 10 日改正・同日施行する。